

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月28日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県坂井市坂井町大味64字1番

氏名 株式会社リコー 福井事業所
事業所長 藤原 勝彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-72-2700

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 株式会社リコー 福井事業所

事業場の所在地 福井県坂井市坂井町大味64字1番

計画期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 E16 (化学工業)

②事業の規模 製造品出来高額 (令和4年1月～12月)
感熱紙分野 5,874百万円
トナー分野 3,212百万円

③従業員数 294人

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程
1. 引火性廃油・・・焼却、再生 (一部売却)
2. 特管廃酸・・・分解→他用途原料化、原材料化

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (4 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	特管廃酸
	排出量	234 t	0.2 t
	(これまでに実施した取組) 排出物削減テーマを上げ、歩留まり改善等により削減を行ってきました。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	特管廃酸
	排出量	257 t	0.2 t
	(今後実施する予定の取組) 従来通り、排出物削減テーマを上げ、改善活動を継続します。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組) 新入社員、転入者に対して教育を実施。 また、環境推進委員会を半年に1回開催し、分別の周知を行っている。 分別ルールを作成して、排出時の注意点や置き場所を示している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組) 現状の活動を継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	特管廃酸
	全処理委託量	234 t	0.2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	234 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	221 t	0.2 t
	認定熱回収業者への処理委託量	13 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) リコーグループでは監査業務制度を制定しており、年1回 契約業者を訪問または書面によるセルフチェックを行い、法遵守状況の確認を実施している。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	特管廃酸
	全処理委託量	257 t	0.2 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	257 t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	243 t	0.2 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	14 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組) リスク回避を考慮して、地域の偏りをなくして、処分業者を選定し、適正な処理を進めます。</p>		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（ 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		234.2 t
	<p>(今後実施する予定の取組) リコーグループ監査制度において、確認項目に、電子マニフェストの有無に関する確認が必須であり、契約締結前に確認をした上で、取引を行っている。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標および取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量および認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨および理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。